

役員等報酬規程

社会福祉法人北毛清流会

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人北毛清流会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員のほか第三者委員、評議員選任・解任委員等、法人より業務を委嘱された者をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 役員又は評議員等が、理事会又は評議員会等に出席したときは、別表「役員等報酬支払表」により、年額200,000円を超えない範囲で報酬を算定し支給する。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 役員又は評議員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表「役員等報酬支払表」により報酬を算定し支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表「役員等報酬支払表」により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表「役員等報酬支払表」により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」により費用の一部又は全部を支払うことができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日一部改正。

別表

役員等報酬支払表

業 務	報酬（日額）	備 考
理 事 長 業 務	4,000円	
業 務 執 行 理 事 業 務	4,000円	職員との兼務がない 場合
理 事 及 び 評 議 員 業 務	4,000円	
監 事 監 査 指 導	4,000円	
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 業 務	4,000円	
第 三 者 委 員 業 務	4,000円	